

---

## 平成23年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第4日）

平成23年9月9日（金曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成23年9月9日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第54号から議案第67号まで（質疑、付託）  
日程第3 議案第68号から議案第77号まで（質疑、決算特別委員会設置、付託）  
日程第4 議案第78号（提案理由説明、質疑、付託）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案第54号 南丹市税条例等の一部改正について（市長提出）  
議案第55号 南丹市都市計画税条例の一部改正について（市長提出）  
議案第56号 南丹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第57号 南丹市道路路線の廃止について（市長提出）  
議案第58号 南丹市道路路線の変更について（市長提出）  
議案第59号 南丹市道路路線の変更について（市長提出）  
議案第60号 南丹市営土地改良事業の施行について（市長提出）  
議案第61号 平成23年度南丹市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第62号 平成23年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）  
議案第63号 平成23年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）  
議案第64号 平成23年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）  
議案第65号 平成23年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）  
議案第66号 平成23年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）  
議案第67号 平成23年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）（市長提出）

- 日程第3 議案第68号 平成22年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第69号 平成22年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第70号 平成22年度南丹市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第71号 平成22年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第72号 平成22年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第73号 平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第74号 平成22年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第75号 平成22年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第76号 平成22年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(市長提出)
- 議案第77号 平成22年度南丹市上水道事業会計決算認定について  
(市長提出)
- 日程第4 議案第78号 平成23年度美山中学校校舎改築工事(建築工事)請負契約について  
(市長提出)

---

**出席議員(22名)**

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今 而 不 悖	6番 森 爲 次
7番 川 勝 眞 一	8番 山 下 澄 雄	9番 川 勝 儀 昭
10番 松 尾 武 治	11番 谷 幸	12番 廣 瀬 孝 人
13番 矢 野 康 弘	14番 橋 本 尊 文	15番 森 嘉 三
16番 仲 村 学	17番 村 田 正 夫	18番 仲 絹 枝
19番 高 野 美 好	20番 大 面 一 三	21番 井 尻 治
22番 小 中 昭		

---

**欠席議員(なし)**

---

### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山 秀良	局長 補佐	今西 均
係 長	西田 紀子	主 査	長野 久好

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	松 田 清 孝
教 育 長	森 榮 一	総 務 部 長	上 原 文 和
企画政策部長	伊 藤 泰 行	市民福祉部長	山 内 晴 貴
農林商工部長	神 田 衛	土木建築部長	井 上 修 男
上下水道部長	永 塚 則 昭	教 育 次 長	大 野 光 博
会計管理者 兼 出納課長	東 野 裕 和	八 木 支 所 長	川 勝 芳 憲
日吉支所長	榎 本 泰 文	美 山 支 所 長	小 島 和 幸
福祉事務所長	栃 下 辰 夫		

---

### 午前9時59分開議

○議長（井尻 治君） それでは皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより、9月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

なお、ここの議場、今日はかなり高温になりそうでございますので、上着の着用はご自由にしていただいて結構かと思います。

-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（井尻 治君） それでは、ただちに日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、18番、仲絹枝議員の発言を許します。

仲議員。

○議員（18番 仲 絹枝君） 改めまして皆さん、おはようございます。議席番号18番、日本共産党市会議員団の仲絹枝でございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させていただきます。昨日の同僚議員の質問と重複するものもございますが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1点目に、一部事務組合管理者報酬について伺います。8月6日の新聞に一部事務組合二重給与という見出しで、組合の管理者を務める首長に報酬が支払われている

という記事が掲載されました。この報道への市民の関心は深く、さまざまな声をお聞きしています。多くは金額に対するもので、南丹病院の管理者である市長に年間79万2,000円も支払われていることへの驚きや不満といった中身でした。一部事務組合は地方自治法上の組織で独自の議会をもち、組合の長である管理者や議員の報酬額は条例で定められているということですが、首長や議員が兼務することが多く、市長の場合も例外ではありません。そこで市長の一部事務組合の管理者報酬に対する基本的な考え方をお尋ねいたします。すでに昨日のご答弁で見直しの意向を表明されてはおりますが、報酬に対するご所見を伺っておきたいと思えます。

また、この報道によりますと、近年地方自治体の厳しい財政事情により、支給を見直す動きが相次いでいるとのことで、管理者報酬は首長給与の二重支給の側面があると、廃止を決めた団体もあるということです。滋賀県の2市2町でつくっている三つの組合は2006年度に正副管理者を務める首長らへの報酬を廃止しています。ほかにも宇治市や京都市など、4市1町で構成されている組合も財政状況の改善のため、近隣団体と歩調を合わせるなどの理由で報酬を廃止しています。管理者に報酬を支給していない組合の中には、元々構成自治体の業務で管理者業務は首長の仕事の範囲内だと、不支給の理由をあげているところもございます。今回見直しの検討を進める上で廃止なども考えておられるのか伺っておきます。

8月7日には、一部事務組合の地方議員にも報酬が支給されているという記事が掲載されておりました。報道によりますと、組合議会の議員は構成自治体の地方議員が務めており、首長同様、報酬が支給されているということです。議員報酬についても見直しの動きもあり、組合議員は市議としての報酬があり、費用弁償程度にとどめるべきといった考え方で、報酬を削減した組合もあるようです。以上のような一連の報道について、市長のご所見を伺っておきたいと思えます。

2点目に、発達支援センターについて質問します。5月に開かれた運営委員会の議事録、資料を読ませていただきました。22年度の3事業の事業報告を受け、23年度とそれ以降の事業計画について協議されたようです。21年度と比べると、3事業とも利用が伸びてきた中で、新たな課題が出されておりました。児童デイサービス事業の時間帯には、日中一時預かり事業の部屋が空いているが、現実には利用できない。また、その逆の場合もあり、利用調整が困難な状況で、引き続き施設のハード面での課題を検討するというものです。私は事業スタート時より、さまざまな角度から本会議や常任委員会の中で問題点を指摘してまいりました。今回、課題として挙げられているハード面での課題は、当初より想定できたのではないかと考えております。そもそも子育て発達支援センターを障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加に繋げるための支援施設として、また本市の子どもたちのすこやかな成長を支援する施設として事業展開するというのなら、現在のような市直営発達相談事業、社協委託の児童デイサービス事業、NPO法人委託の日中一時預かり事業という3事業を別々に行うという発想は生まれなかつ

たと思います。センター事業のあり方など、根本的な見直しや検討が必要と考えます。ハード面での課題をクリアするための方策と、1年契約で実施されてきた日中一時預かり事業について、24年度の方針をお尋ねいたします。

3点目に、介護保険事業について質問します。6月15日の参議院本会議で、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が民主、自民、公明、みんなの党などの賛成で可決成立いたしました。日本共産党は一つ目に、要支援と認定された高齢者へのサービスの質の低下の恐れがあること、二つ目に、医療専門職が担うべき、痰の吸引などの医療行為を介護職員にさせることには問題があるとして反対してきました。全国の医師や歯科医師で構成されている団体は、この法案が実施されれば介護サービスの基盤を弱体化させてしまうと、次のような問題点を指摘しております。一つ目に、新設される介護予防・日常生活支援総合事業や複合サービスは、社会保障に対する国の責任を放棄し、自治体による介護保険給付格差を拡大する。二つ目に、医療・介護現場が強く求めている介護療養病床廃止撤回は、6年間の廃止延期に留める一方で、介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を解禁することで、医療保険の病床削減や介護療養病床廃止をもくろんでいる。三つ目に、公費負担を増やさないと前提にした財政の枠組みとなっている。四つ目に、医療と介護の連携を名目に医療保険・介護保険給付を制限するというものです。ところが、政府は法案の中身を国民に周知することなく、衆議院で10時間弱、参議院で8時間弱と、わずか18時間の審議時間で採択成立させてしまいました。多くの団体からの法案の問題点や慎重な審議を求める声が寄せられていたにも関わらず、短時間での審議・採択は国民無視の国会運営だったといわざるを得ません。このような状況下で成立した改正介護保険法のもとで、本市でも日常生活支援総合事業や複合サービスの取り扱い、介護保険料の検討をはじめていると思われます。私は6月議会でも改正法案に対する市長のご所見を伺いました。そのときのご答弁は、高齢者の方々が住み慣れた地域で、介護・福祉・医療のサービスを組み合わせることで安心して暮らしていけるということを実現するという目的をもっており、法律の改正は妥当なものというものでした。また要支援の方へのサービスがどうなるかという質問に対してのご答弁は、法案の審議中であり、成立後、南丹市としての対応を考えていくということでした。再度、成立した法案のもとで、要支援者への対応について伺います。

併せて、介護保険料の見直しについても伺っておきます。

今回の改正で創設される介護予防、日常生活支援総合事業は、市町村の判断で要支援者や介護予防事業対象者に対し、予防介護や日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度です。この事業を導入した場合、市町村・地域包括支援センターが利用者の状態像や意向に応じて予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断することになるといわれております。いずれにしても要支援の方に、これまでどおりのサービスを提供することが、何よりも必要と考えます。市長の市の総合事業に対する明確な方針をお尋ねして、1回目の質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** おはようございます。仲議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目として、一部事務組合の管理者、議会議員等の報酬についてのご質問をいただきました。昨日も同様のご質問をいただきましたので、答弁をさせていただいておるところでございますけれども、基本的な問題として、まずは報道によりまして、二重給与という部分につきましてのご質問をいただいたと思っております。私はこの一部事務組合、南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、京都中部広域消防組合等あるわけでございますけれども、この一部事務組合の所管事務事業というのは、市町村とは別の業務を行っておる、委託されて、市町村から委託された事業を行っておるという形の中でございますので、それぞれの職責が異なるということでございます。即ち、まさにその同じ業務をしておって給与が支払われておるという状況ではございませんので、二重給与ということにつきましては、私は若干の抵抗を感じてまいりました。こういった中で、私どもは現状としてのことを鑑みます中で、条例に基づきましてのそれぞれの報酬が支給されておる、それをそれによって私どもが受けとっておるということにつきましては、そのとおりでございますけれども、このたびの報道につきまして、その金額等につきましては、私自身も他の状況を掌握しておりませんでした。そういった中で、やはりこのたびの報道につきましては真摯に受け止め、早急に今後の検討をしなければならないというふうに考えてまいったところでございますし、また今日の朝刊においても報道はされておりますけれども南丹病院組合においては、管理者議員の報酬額等は30年間以上も据え置かれておるという現状もあります。こういったときにしっかりと有識者のご意見を伺う中で、今年度中に見直しを行うように検討を進めておるところでございます。今、無報酬ということも考えているのかということでございますが、先ほど申しましたような点が、私は思いがあるわけでございますけれども、有識者の皆さま方のご論議を待ち、また、こういった中で改訂を提案する中では当然、それぞれの議会においてご審議をいただくわけでございますので、そういったご意向も十分踏まえるという形の中で、適正な対応をしていきたいと思っておるところでございます。とりわけこの課題につきましては、新聞報道ということで、私どもも他の状況も認識できたという側面もあります。せつかくこういう機会でございますので、しっかりと論議をし、また住民の皆さま方にもご理解いただけるような、こういった形を目指していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

次に、障がい者福祉、発達支援センターのことにつきましてのご質問をいただきました。ご質問の中でもございましたように、今日まで発達支援相談事業、児童デイサービス事業、日中一時預かり事業、それぞれ実施をしておるわけでございます。こういった中で、運営のあり方につきましては仲議員さんもこの議場におきまして、さまざまなご質問やまたご提言を賜っておるところでございますが、また市民の皆さま方からもいろ

いろなご意見があるということも承知をいたしておるところでございます。しかしながら開設以来、さまざまな課題があるわけでございますけれども、関係者の皆さま方のご尽力によりまして運営を続けていただいております、それによりまして利用者の方も増加しておるということで、この発達支援センターを設立したということにつきましては、私は良い判断で設立できたなというふうな思いもいたしておるところでございます。しかしながらそういった中で、運営上の課題もあることも事実でございます。運営につきましては身体障害者福祉会、また利用者家族の会の代表の方、民生児童委員協議会の方など、関係者で構成する運営委員会を設置いただく中でご協議を賜っておるところでございます。こういった中で、円滑な運営を目指してご努力をいただいておりますことに、改めて感謝をいたす次第でございますが、現在、今ご指摘をいただきました施設面での課題も、今、論議いただいておりますわけでございます。現状といたしましては、それぞれ調整をいただく中で三つの事業を推進していただいておりますわけでございますが、さらに利用者が増加するということが考えられますので、実施場所の検討も今後行っていきたいというふうに考えております。これからも運営委員会の協議とともに、私どもも調整をさせていただきながら、この円滑な運営に努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ご質問のごございました日中一時預かり事業につきましては、平成21年5月1日より特定非営利活動法人発達障害を考える会ぶどうの木さんに委託し、運営しております。当初公募したわけでございますけれども、委託先を決定し、それ以降は事業の継続性も考慮しつつ、委託事業者の決定を行っております。決定にあたりましては委託業者からの事業報告を精査し、運営状況を十分審査する中で決定をしております。来年度も同様な対応を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、介護保険につきましてのご質問をいただきました。基本的に私は先ほどご質問の中で述べていただきましたように、高齢者の皆さま方が安心してお暮らしいただく、こういうふうな南丹市づくりということは重要であるというふうに思っております。そういった中で国の制度、これをどのように市町村において運営していくのかというのは、その法の制度に則った形でどのようにやっていくのかというのが課題になってくるわけでございます。このたび創設されました介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、ご質問のありましたように要支援1、2の対象者への予防給付サービス、特定高齢者といわれておりました二次予防対象者への介護予防事業、これを総合的・一体的に行うための事業とされております。この事業においては保険者であります市町村が従来どおりの保険給付とするのか、また介護予防・日常生活支援総合事業によりサービス提供するのかを決定するということになるわけでございますけれども、今後、南丹市介護保険事業計画策定委員会等におきまして事業を実施した場合のサービス提供体制、またサービスの質の確保等につきましてもご検討をいただき、事業導入の可否について決定するとともに、運用にあたりましては被保険者の混乱を招くことのないような配慮を

していかなければならない、こういうふうに思っております。基本的なこととして本人の心身の状況、また本人のご意向、これに応じて適切なサービスが提供できる体制、この体制づくりに努力していかなければならない、このように考えておるところでございます。

また、この介護保険料のご質問でございますが、計画期間3年間の介護保険サービス給付費の見込み額と被保険者の見込み額を基に算出しておるところでございます。現在、南丹市における介護保険料は3期までは旧町ごとに設定しておりましたが、第4期からは統一し、市全域におきましては基準月額4,015円となっております。全国平均や京都府平均よりは若干低い額になっておるわけでございますけれども、第5期の介護保険料につきましては、現在、介護保険事業計画策定委員会において推計の作業をしていただいております。まだ算出までには至っておらないわけでございますが、仮に介護報酬単価が現行のままで推移するというふうにいたしますと、要介護認定者の増加等に伴う保険給付費の自然増加が見込まれるという側面もございます。そういうことになりますと、現状の基準月額で算出できるのかというのは難しいような状況も予想されるわけでございます。今後の作業といたしまして、介護保険給付費の現状分析を的確を行う中で、今後のサービス需要の伸び、サービス提供事業量の見極め、次期計画期間内における保険給付費見込み料の推定作業、こういったさまざまな検討を行った上で、その推計、数値に基づき本保険額を算出し、南丹市介護保険事業計画策定委員会にてご検討いただき、決定いただく、こういうような形になるわけでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

仲議員。

**○議員（18番 仲 絹枝君）** 再質問させていただきます。管理者報酬について、ご答弁をいただいたわけでございますけれども、廃止のつもりはないようなご答弁だったように思いますが、少し。私はそのように受け止めたわけでございますけれども。改めてそれでは管理者として、これまで携わられた市長のお仕事の中身を少しお聞きしたいと思っております。その仕事の中身と、この管理者報酬が妥当なものなのかどうか、お聞きしたいと思っております。私は今回の新聞報道を受けまして、調べさせていただきました。木津川市長が管理者となっております山城病院の場合、年額が6万円だということです。定例会が2回、また臨時会が1、2回あるようでございます。また、その事前の会議なども同程度あるということです。その中で年間6万円、それと比べてみますと、南丹病院の場合はかなり高額ではないかと思っております。月額にしますと、正管理者で6万6,000円、また副管理者は3万円になるわけでございますから、今後こういった視点からも、ほかの組合との比較も含めて見直しの方針を定めるべきではないかと思っております。その中に廃止の考えはないかと質問させていただいたわけでございますけれども、市長本人の自分のお考えを少しお聞きしたいと思っております。というのも、79万2,



000円に対するこの報道に関しましては、非常に市民目線からしますと、高額と映っているわけでございますから、住民の皆さんにとって妥当といわれるような見直しを求めておきたいと思っております。

次に、発達支援センターの関係ですけれども、事業そのものは一定評価する部分もございしますが、私は最初申し上げましたとおり、今、課題としてなっておりますスペースの問題などは当初から十分に想定できたものと考えています。そういったときに、この課題解決のために運営委員会の協議に委ねる、こういったことでは、私は南丹市の障がい者福祉のあり方としては少しおかしいのではないかと考えております。そもそも発達支援センターができた中でどういった事業を進めるか、こういった問題に対してはほとんど公開されないで進んできたように思いますし、特に日中一時預かり事業に対しては公募という方法をとったとおっしゃっておられますが、私は少なくとも委員会の中でさまざまな資料請求、また、意見を申し述べましたときに、公募して、この法人が選定された理由などは一切報告ありませんでした。そういった中で、この時期に発達支援センターそのものの事業の見直しをすることも必要になってきているのではないかと考えております。24年度以降、引き続き今の形態をとるようなご答弁だったように思いますが、中長期に渡ってこの発達支援センターをどういった施設にしていくのか、私は真剣に担当部局で考えてほしいと考えているところです。

次に、介護保険制度ですけれども、新しく創設されます介護予防・日常生活支援総合事業導入、総合事業を南丹市として導入する方向で今、計画策定が進められているのか、その辺をお聞きしておきたいと思っております。要支援者への現行のサービスは、介護の質の確保のために法令で事業者が指定され、また施設や職員の資格の基準も定められている中でサービスが提供されております。法令上の基準がない介護予防・日常生活支援総合事業に置き換えられた場合、一つ目には、ヘルパー資格をもつ職員による家事援助や入浴介助がボランティアなどの手伝いに終わってしまわないか、また二つ目には、専用施設での常勤職員によるデイサービス事業が、公民館や会議室でのボランティアの見守り程度のものになってしまうか、大変心配するところです。サービスの質の低下につながるか危惧しております。症状が軽いというだけで保険給付の対象から外して、安上がりの事業に委ねる今回の改定は、介護予防からは逆行するのではないかと考えております。要支援という状態の軽い人への対策を尽くすことが、重度化を防ぎ、認知症や寝たきりなどの予防となると考えますが、市長のご所見を改めてお伺いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 答弁をさせていただきます。管理者報酬の件につきまして、ご質問をいただいたわけでございますが。私は先ほどから自分の意見をしっかりと申し

ておるといふふうに認識しております。自分の意見というのは当然、議場において市長としての答弁でございますので、今日までもすべて自分の意見でございますので、ご認識をいただきたいと思っております。それと先ほどの答弁でも申し上げましたように、廃止をしないといふふうなご認識をお持ちでございますが、これも含めて当然、有識者の皆さん方をはじめ、皆さん方のご意見を聞きながら検討を始めておるといふ形でございます。ただ、先ほどもうしました二重給与という考え方につきましては、私は疑問を持っておるといふことを申したところでございますし、まさにこれが自分の意見でございます。常に私は市長として自分の意見をこの議場で述べておりますことを、この際もう一度はっきり申し上げておきます。

また発達支援センターの運営についてでございますが、「場所が狭かったことは当初からわかっていたではないか」というご指摘でございますが、私は大変厳しいさまざまな環境の中で平成21年、このセンターの設立を決断いたしました。この際に、私はさまざまな意見をいただいております。理想的なすべての人が満足できる、こういうようなことを建設できればいいわけでございますが、それぞれの事情、また、それぞれの人員体制、運営上の課題、多くの困難は予想されるわけでございますが、まずはこのセンターをこういった形で設立していくことが子どもたちにとっての幸せに繋がる、こういった思いで設立をいたしました。そして、先ほど運営委員会の動きにつきましてはのご答弁も申し上げましたが、それぞれ関係者の皆さま方が困難なさまざまな状況の中でご努力をいただいております。運営委員会に委ねておるといふ断言をされましたが、決してそんなことはございません。私も運営委員会の皆さま方とも常に連携を取りながら、より良きものにするために市役所としても努力を続けておるのが実態でございます。こういった中で、将来的にこれらの課題につきましてはの改善すべきところは改善する、また将来にわたって抜本的な改善をしなければならないということになれば、当然その決断をしなければならない、こういった姿勢で臨んでおるのが、今、発達支援センターに対する我々市役所の考え方であり、また実態でございます。こういった中で、さまざまなご意見があることも承知いたしておりますので、今後とものご意見、またご指導を賜る中で、より良いものを目指していきたい、これも子どもたちの幸せのためにという一念でやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたい、このように思う次第でございます。

また先ほどの介護保険の件でございますが、サービスの低下に繋がらないか、南丹市はどうするんだというご質問をいただきましたが、私は先ほどの答弁の中でも述べております事業を実施した場合のサービス提供体制、また、サービスの質の確保等につきましてはのご検討を介護保険事業計画策定委員会などにおきまして論議をいただく、こういった中で導入についての可否について決定していく、そして、基本的には本人の心身の状況、また本人のご意向に応じた適切なサービスが提供できる体制づくり、これを前回の答弁でも申し上げておるとおりでございます。以上、ご理解をいただきますようお願い

願いしまして答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

仲議員。

**○議員（18番 仲 絹枝君）** 最後の質問ですけれども、まず、しつこいですけれども管理者報酬、一点だけ。管理者報酬というよりも、今回の新聞報道における議員報酬についての市長のご所見をお伺いしたいと思います。あと、先ほど2回目に南丹病院の管理者として市長の今のお仕事の中身を先ほどお尋ねしたと思うんですけれども、再度、現在管理者としての仕事をご答弁求めておきたいと思います。今後、この報酬に関しては有識者の意見を聞きながら検討されるということでございますので、十分に住民の皆さんの理解が得られるような検討になることを求めておきたいと思います。二重支給に関しては、さまざまな意見があろうかと思いますが、十分にこの管理者報酬、また議員報酬については一部事務組合、さまざまな一部事務組合の中で真剣に論議しなければならない時期にきているのではないかと考えております。

次、発達支援センターについてでございますが、私はこの際、発達支援センターそのものの運営のあり方を見直す意味でも、例えば今、三つの事業をやっているわけでございますけれども、児童デイサービスの充実に絞るとか、少し抜本的にこのセンターのあり方を真剣に考えていただきたいと申しているところです。運営委員会に委ねているのではないかと申し上げたのは、少し前に、今定例会に22年度の決算書が出されまして、事業報告書によりますと、この発達支援センターの管理運営費は3,400万円余り充てられ、また、その財源は一般財源2,200万円が投入されているという中で、今後も利用者の増加があると思いますし、また、こういった施設はとても必要なものだと私自身も考えているところでございますが、十分に21年度、22年度、23年度と事業検証をしていただきたいと思っております。この事業報告書では利用者の増加に伴い、今後の運用などの検討の必要があるとして課題を整理し、運営委員会で検討していただく、こういった書き込みでしたので、どう見ても南丹市がこういう施設にしていくんだという状況が決算書上からは伺えません。私は自立支援協議会にもおりますので、こういった点もいつかどこかで論議していきたいわけでございますが、その辺も特に担当部局で検討願いたいと思っております。

最後に、介護保険についてですけれども、地域包括支援センターの役割りが非常に重要になっていくと思っております。この地域包括支援センターの現状と課題、機能強化のための方針をお聞かせいただきたいと思っております。というのは、地域包括支援センターは介護サービス事業者や医療機関、民生委員、ボランティアなどの関係者との連携に努めなければならないことと、また二つ目に、市町村は委託型の地域包括支援センター等に包括的支援事業の実施にあたっての運営方針を明示する、こういったことが今回の法の改正の中でうたわれました。往々にして地域包括支援センターに丸投げしているのではないかと、こういった中でうたわれた中身でございます。こういったときに、市長の2回目の

ご答弁でサービスの低下はさせないというようなご答弁だったようにも思いますが、先ほど来申し上げておりますように、総合事業を導入するのかもしれないのかを決めた上で、介護保険計画が策定されていかなければならないと思うわけですが、その辺をもう一度ご答弁願います。と共に、保険料に関しましても、少しまだ作業中ということ、明確なご答弁はなかったように思いますが、保険給付サービスを求めるのならば、保険料が値上げされてもしかたがない、こういったことになるのか、その辺もご答弁を願いたいと思います。いずれにしましても介護保険、引き続き充実したものになることを求めています。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まず南丹病院組合の管理者としての業務でございます。南丹病院の運営管理につきましての最高責任者として、その責任にあたっておる、職責にあたっておるといのが基本的なことであります。その中では当然、正副管理者会、そして議会、そのほかさまざまな業務があるわけですが、基本的には365日、24時間、その職責にあるということでございます。そして、議会議員の皆さま方でございますが、私はその議会議員の皆さま方につきましても、それぞれ365日、24時間、南丹病院組合の議員としての職責を果たされておると、このように考えております。自分の意見を言うならば、日額報酬、議会があるときだけの報酬が妥当なのかというのは、はなはだ疑問に感じでおる、こういう思いを持っております。こういった中で、額の妥当性というのは、私は自分自身ほかと比べてということになりますと、先ほどの答弁で申しましたように、一切今日まで他の比較ということはおしておりませんでしたし、わかりませんでした。ですから、この額の妥当性というのは私が判断することではないと思っておりますし、他の組合と比べて、これだけの格差のあるということにつきましては真摯に受け止めながら、先ほど申しましたような形で検討をする。当然、議会議員の皆さま方等の報酬、それから手当、実費弁償、こういった部分につきましても検討しなければならない、このように考えておるところでございます。

次に、発達支援センターの件でございますけれども、先ほども申しましたように、さまざまなご意見があるということは承知しております。また、それを先ほど議員ご提議いただきましたような、さまざまな機関でご論議をいただく、また私どももこの運営実態の中で、運営委員会の皆さん方がそれぞれ協議をしていただいております、そして、私どもとしてはやはり施設運営管理としての責任がある立場として、市役所としてはともにこの将来的な展望も含めて、当然、市役所の責任においてこのことを行っておるといのが実態でございます、これからも引き続きこれに努めていく、このようなことが大切だというふうに思っておるところでございます。

また介護保険事業につきましては、先ほども申しておりますように、このことにつきましては、今、それぞれの作業を行う中での金額の決定ということにもっていかなければ

ばならないわけでございますけれども、とりわけ介護予防・日常生活支援総合事業、これらをはじめとする導入の是非、また全体としてのサービス提供体制、サービスの質、このようなことを十分に論議していただく中で決定する、このことによりましての介護保険料という形になるわけでございますので、まずは先ほど申しましたような、答弁で申し上げましたような手順を踏んで検討を進めていく、また決定に導いていくということになるわけでございますので、現時点では先ほど申し上げました内容でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

もう1点、地域包括支援センターの件でございますが、それぞれ今回の改定によりまして役割につきましての条件が出てまいったわけでございますので、十分それを踏まえながらその充実に努力をしていかなければならない、このように考えております。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、仲絹枝議員の一般質問を終わります。

次に、6番、森為次議員の発言を許します。

森為次議員。

**○議員（6番 森 為次君）** 皆さんおはようございます。議席番号6番、丹政会の森為次でございます。議長のお許しを得ましたので質問に入りますが、まず質問に入る前に一言申し上げたいと思います。3月の東日本大震災では、お亡くなりになられた方が1万5,774名、そして、過日の台風12号で亡くなられた方が今日現在56名となっております。また行方不明者も東日本では4,227名、台風12号では55名の行方不明者が知られております。亡くなられた方に謹んでご冥福をお祈りするとともに、行方不明者の一刻も早くの発見をお祈り申し上げたいと思います。東日本大震災も11日をもって半年が暮れます。その中で東北3県では大変つらいとは思いますが、人々の復興は目覚ましいものがあると思います。これは普段からの地域の交流、親睦、住民の皆さんの築かれた絆が大切だということを思い知らされたと思います。また東北4県からの避難の方も、京都府に800名余りお見えになっております。この先、南丹市にも避難されてくるとは思いますが、温かい気持ちでお迎えをしたいと思っております。また原発事故を受けて、京都府の原発防災対策暫定計画でEPZの拡大によりまして、美山町の一部が今回20キロ圏内となりました。市ではいち早く府と連携をとり、説明会を開催され、京都府発行の原子力防災のしおりを圏内だけではなく、美山町全体に配布され、住民の不安をまず一つ解消されましたことは敬意を表したいと思っております。あとは南丹市民全体の不安解消を早急に出していただきますよう、期待を申し上げるものであります。長くなりましたが、それでは今回通告をさせていただきました3点について、お伺いをいたします。

まず1点目のまちづくりについてであります。南丹市では総合振興計画において市内各地域の特性などを活かして「ふれあいの森ゾーン」、「やすらぎの田園ゾーン」、「癒しの里山ゾーン」、そして「にぎわいの市街地ゾーン」と、まちの将来の姿を四つ

のゾーンに位置づけて地域整備や市街地整備に取り組んでおられます。その中で、まちの活性化に大きく繋がる「にぎわいの市街地ゾーン」につきましては、園部、八木地域の市街化地域を中心に都市拠点の整備、JR駅前開発や再開発事業の推進、住宅地の整備や商工業の活性化などを推進されております。都市計画はまちの健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、また市街地開発事業など、都市計画法により定められているものでありますが、南丹市では総合振興計画と併せて、都市計画マスタープランを今進められていますが、5年が過ぎ、6年目に入る旧4町を含めた南丹市全体のまちづくりとして、都市計画をどうとらまえているのか、また人口増にも繋がるような今後の具体策をどう考えているのか、市長にお伺いをいたします。また市街化を積極的に推進する市街化区域については、園部・吉富・八木で六つの該当地域とし、それぞれの用途地域として指定され、一体的な市街地整備が進められていますが、それぞれの現状と今後の具体策についてお聞きしたいと思います。

次に、都市計画法による指定された市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地や家などに対して、都市計画税が課税されておりますが、都市計画税は都市計画事業または都市区画整理事業などの費用に充てるために設定された目的税として課税をされております。今、納税者の立場からは、その使途や受益と負担の関係がわかりにくく、有効に活用されているのかという声をよく聞きます。都市計画税の収支状況と現況の使途についてお聞きしたいと思います。

併せて、都市計画税と都市計画事業関係の予算状況、合併後、これまで増減の状況など、どう推移してきたのか、また今後のまちの発展のために積極的な予算化を図っていかれるのかお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目につきまして、地域防災について質問をさせていただきます。南丹市では、平成19年3月に災害対策基本法などの規定に基づきまして、防災計画を策定されました。また22年10月に見直しをされたところであります。その中、今年3月11日の東日本大震災を受けて、国・府の動向を見ながら原子力防災の対策、また防災計画の見直しの作業を今やっておられると思います。市の防災対策と併せて、気候、地形等がさまざまな南丹市の各地域での防災活動や対策についても重要と考えます。行政と地域との連携・協働による地域防災対策について、市長の所見をお伺いいたします。

また地域防災で大きな役割を果たすと思われるのが消防団であり、自主防災組織と考えます。住民の各戸には「ハザードマップ」、そして、今年配られました「くらしの便利帳」が配布されておりますが、いざ災害時には隣近所や消防団に頼らなければなりません。また自分で動けても2年前の佐用町の水害、そして、今回の台風12号の事例でありますように、一時避難所に行ったばかりに事故に遭遇するというような、大変痛ましいことが起こっております。また一時避難所の現在の安心・安全の状況、そして施設での放送、サイレンなどの急報設備、避難路、危険地帯や地域や福祉面、そして要介護者の把握、要介護者の一時預かり等、地域でしかわからないことが多いと考えます。昔

から京都では町衆による各自治組織ごとに、昔ありました、かまどの数相応分に金額を出して、火災や災害から子どもたちや弱者を守り支え合う番組という組織があったそうです。これこそ京都の地域防災の土台であると思います。当市も平成20年度に八木南地区、そして、21年度に美山の宮島振興会で地域福祉防災のモデル地区として、自主防災組織としての防災力を高めるために防災マップをつくられました。地元の地図に各災害ごとに対応を透明シートに書き上げ、そして、要介護者への対応と地域あげての防災への対策を行動に移されました。子どもさんから高齢者の方まで参加され、高齢者の方からは、「あの山が曇ったら大雨が降るんや」、そして、「この川がここまでくれば水が市内に流れてくる」というような情報や行政のシステムを踏まえ、その区内にあったマップづくりをされました。この二つのモデル地区では、現在、防災意識の高揚とコンセンサスで積極的な地域活動をされております。市内のそれぞれの地域にも、自主防災組織の確立と防災マップづくりが必要と考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

また、これには市全体として積極的な指導連携が必要と考えますが、自主防災組織の現状も併せてお伺いを申し上げます。

続きまして、3点目であります。地域情報関係の質問であります。当市では旧町時代から都市としての情報格差をなくすため、情報基盤の整備が進められ、CATVによる鮮明な画像提供、また独自の自主放送による地域情報提供はもちろん、双方向性を活用した遠隔学習や会議、またインターネットの接続など、全国的な情報化の先進地として積極的な推進が図られてきました。合併後も市民の利便性、生活基盤の向上のために、市内全地域をネットワークで結び、広域な地域の距離感を少しでもなくすための活用がされています。しかし、現在、八木地域においては残念ながら加入者が少なく、地域の大切な情報が見ていただけないという状況が続いております。光ファイバー網の整備も園部地域の張り替えを残すのみとなりましたが、さらに有効な活用が推進されるものと期待をしております。しかし、現在のCATVの加入状況、またインターネットの加入状況などについて、まずは1点お伺いをしたいと思います。そして現状として、未接続の方は必要ないと考えているのか、経費的なことなのか、どう受け止め、加入者増加のためにどう取り組みを進めていったらよいのかお聞きしたいと思います。

併せて、以前にはお天気の専門チャンネルがありました。これは農業者の方に地域の情報として1日の作業に活用されていたということをよく聞きます。現在は放送がされていないわけですが、自主放送としての重要な役割も果たしていたように思います。加入率を少しでも上げるためにもCATVを観たくなる、また接続しようという気持ちになる地域情報の放送内容を充実させるべく、今後の一層の有効な活用、放送内容の充実、番組審議会でも検討されていると思いますが、市長としての具体的な取り組みについてもお聞きしたいと思います。

さらに旧町時代には、情報ネットワーク網の双方向性を活用した複数学校を結んで、同時に同じ内容で学習をし、質問したり、意見交換をしたりという遠隔学習の実験事業

をされたことがあります。広域な南丹市だからこそ取り組める遠隔学習の効果をもう一度考えていただくのも一つだと思います。多額の費用を投じた情報網の双方向性の有効活用と併せて、情報化時代の教育のあり方、また先ほどの地域防災にありましたけれども福祉などの安否確認や障がい者の方にもわかりやすい情報提供、遠隔医療や健康面での活用、そして防災無線がありますけれども、緊急情報提供や防災カメラなど、地域防災への運用などについても積極的に取り組まれてはいかがなものかと思います。今後の取り組みにつきまして、具体的な活用方針についてお聞きします。

以上、3点質問をさせていただきましたが、財政状況が厳しいのは十分理解しております。市長を先頭に、職員の皆さんが熱い気持ちをもって知恵を出してがんばっていただければ、少しでもまちづくりは前進すると思います。議員一同もまちの発展のために繋がる積極的な展開をするためにも、市長の温かく前向きな答弁をお願いを申し上げまして、この場での1回目の質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、森為次議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、都市計画につきましてのご質問をいただきました。都市計画区域の秩序ある整備等を図るための都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの作成につきましては、都市計画法によりまして都市計画を定めるすべての市町に策定が義務づけられておるわけでございます。旧八木町では平成10年、旧園部町では平成15年にそれぞれ策定されまして、その方針に基づきましてまちづくりを進めてきたわけでございます。平成18年合併いたしまして、新たな都市計画マスタープランの策定が必要となってまいりました。上位計画であります南丹市総合振興計画が平成19年に策定されたことを受けまして、平成20年度よりこの都市計画マスタープランの策定に向けての取り組みを進めてきたわけでございますが、このマスタープラン策定につきましては学識経験者、また市民の代表の方々から構成した策定委員会を設置する中で、マスタープランの原案を策定いただき、今年の7月15日に原案の提出をいただきました。その後、8月に入りまして8月4日に都市計画審議会に諮問し、8月25日に開催されました都市計画審議会におきまして、原案どおりのということで答申をいただいたところでございます。今後、南丹市総合振興計画、そして、この都市計画マスタープラン、これを基本といたしましてまちづくりを進めていくというのが現状でございます。市街化区域の現状につきましてというご質問もございましたが、良好なる市街地の形成という目的があるわけでございますけれども、近年の大変厳しい経済状況の中、財政状況の中、こういった側面もある中で厳しい状況、公共事業にいたしましても民間活力にいたしましても、厳しい状況があるわけでございますけれども、先ほど申しました総合振興計画、またマスタープラン、こういった基本的なことをもとに、これからの南丹市づくり、都市計画の推進を図っていく、これが基本になってくるというふうに思っております。



す。

また都市計画税につきましてはご承知のとおり、都市計画法に基づく都市計画事業、または土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てるため課することのできるという目的税でございます。目的税ということになっておりますけれども、予算決算上におきましては、一般財源の一部として扱っておるところでございます。平成22年度都市計画税につきましては、1億823万1,875円を収入しております。一般財源とはしておりますけれども目的税でございますので、地方財政状況調査、決算統計におきまして分析し、国・府への報告が義務づけられております。その平成22年度の内容につきましては、街路費、公園費、区画整理費の普通建設事業分、公共下水道事業への一般会計からの繰出金、都市計画事業関連の地方債償還金分の支出、これを合わせました額23億8,000万円余りに充当をいたしておるところでございます。また、推移でございますけれども、合併後、平成18年から20年にかけて、八木町・園部町におきまして税率も異なっておったわけでございます。こういった中で、平成18年が1億2,500万円余り、19年が1億3,400万円、平成20年度が1億4,200万というふうに推移しておったわけでございますけれども、税率につきましては平成21年度から統一をいたしたところでございます。21年度が1億700万円、平成22年度が1億800万円ということで、今、推移をいたしてきたところでございます。

次に、地域防災につきましてのご質問をいただきました。今さら申し上げるまでもないわけでございますけれども、防災の基礎としましての自助、共助、公助、これが一体となって機能することがやはり重要でございますし、南丹市におきまして当然、公助、市役所等行政が果たすべき役割も大変大きいわけでございますけれども、自らの命は自分で守るという自助、そしてまた地域が相互に助け合っただきながら、お互いに身を守っていくという共助、この部分というのは大変重要な要素があるというふうに思っております。こういった中におきまして、南丹市においてはとりわけ広域な市域を要しております。こういった中での消防団の皆さま方の担っていただく役割というのは、大変大きいものがあるわけでございます。日々の大変お忙しい日常生活の中で、ご尽力いただいております消防団の皆さま方に、心からなる敬意を、また感謝を表する次第でございますけれども、これからもやはり消防団の皆さま方をはじめ、自治会の皆さん、そういった皆さま方との連携をしっかりとしながら、防災活動の推進を行っていく、このように考えておるところでございます。特に自治組織におかれましては、近年のこのような状況の中で、過去の被災状況から地域独自で危険箇所の点検をされておるといふような地域もあるというふうにお聞きしております。私ども市の対応の充実とともに、防災関係機関との連携強化を図るとともに、地域防災の活動にも連携支援をいたしてまいりたい、このような思いで取り組んでおります。自主防災組織につきましては、ご質問でもおっしゃっていただきましたように、それぞれの地域で活動を積極的な活動もしていただいております。また、そういった中で、24の自主防災組織に対しまして自主防

災組織活動費補助金を交付しておるところでございます。また昨年度まで消防施設等整備補助金ということにしておったわけでございますが、一部を改正する中で今年度から消防防災施設等整備事業補助金と、防災ということを入れまして、地域の自主防災活動に必要な防災備品購入等につきましても補助対象も拡大いたしまして、支援を目指しておるところでございます。また、このことにつきましては、本年度当初の各地区で開催されました区長会においてもご説明をさせていただいております。こういった自主防災組織の立ち上げ、また活性化、こういうことにつきましても積極的に私どもも連携していきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解や、また今後とものご協力を賜りますよう、お願いいたします。

次に、情報基盤整備、情報ネットワーク関係のご質問でございます。ご承知のように、南丹市が発足して以来、旧園部町を除く八木・日吉・美山各3地域におきまして、光ファイバー網による情報通信基盤の整備を行ってまいりました。そして今、今年度から園部地区におきまして、光ファイバー化に向けた調査設計を進めておるといのが現状でございます。ご質問の中にごございました、ケーブルテレビの加入率でございますけれども、8月末現在で市全体で加入率は88%となっております。昨年3月と比べまして、2ポイントの加入増となっております。未加入者への対応でございますが、ケーブルテレビのサービスの一環として、今年度よりデータ放送システムを導入し、気象情報、また緊急災害情報のほか、よりきめ細やかな生活情報・地域情報を提供していく予定にしております。南丹テレビの魅力をより一層拡充していく中で、広報も務めていかなければなりません。このことによりまして、必要な情報というのをどのように提供していくのか、先ほど天気情報というお話もございましたが、それぞれ求めておられる情報、この辺を十分に対応できる、こういったことを進めていく、これが必要であるというふうに思っております。地域天気情報につきましては先ほども申しましたように、今年度導入のデータ放送の中で対応できるというふうに考えております。こういった中でのケーブルテレビの存在でございますけれども、行政情報はもとより、学校や地域の話などは自主放送によりお届けしておるところでございます。このすばらしい情報通信基盤整備をしてきましたこのものを産業・教育・福祉・防災、さまざまな部分におきまして活用を進めていくことが必要でございます。先ほどご質問の中にごございました、双方向機能というものもあるわけでございますけれども、この活用もなかなか困難な状況もあるわけでございますが、持てる機能をいかに使って活かしていくのかというのも、重大な課題であるというふうに考えております。それぞれ研究を進めながらこれが活用できるように努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後とものご指導、また、ご協力も賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** おはようございます。森為次議員のご質問にお答えをいたします。

情報ネットワークの教育活用についてであります。高度情報化社会といわれております。今日、情報ネットワークを学校教育ですとか、社会教育に活用するということは、極めて意義深いことであるというふうに考えております。これまでの活用状況につきましては、本市の情報通信基盤の中核をなす情報センターにおきまして、学校・園行事を中心とした教育内容ですとか、あるいは図書館情報等、収録編集いただきまして、学校行事はその時期に合わせて、また、その他の情報につきましては、その入手状況に応じてケーブルテレビで情報提供されてきたところでございます。議員ご提案のケーブルテレビを学校教育の一つのツールとして活用することですとか、例えば教育委員会が独自に作成する教育情報を番組として提供するなどの情報ネットワークをツールとして活用し、意図的・計画的・継続的に教育情報をケーブルテレビを通じて提供していくということは、生涯にわたる学びの意欲を高めていく上で、極めて効果的な取り組みになるというふうに考えております。こうした考え方のもとに、本年度はその手始めといたしまして、中学生の家庭学習支援という位置づけのもとに、数学あるいは英語などの高校入試対象教科を取り上げまして、この11月を目途としながら、中学3年生を対象とした家庭学習講座、仮称ではありますが、南丹テレビ学び舎を学習番組として提供するための準備にとりかかっているところでございます。議員がご紹介されました遠隔学習、遠隔教育も双方向の情報受発信、あるいは生涯学習といったような点で有効な取り組みの一つではございますが、現在はメディア活用による間接学習交流というよりも、隣接校との直接学習交流のほうに重きを置いておりまして、教育委員会といたしましては、当面は試行的なこの学習番組の提供を軸としながら、その視聴状況あるいは活用状況を見極め、将来的には小・中学校の教育活動、あるいは教育情報を教育番組として市民の皆さん方に効果的、計画的、継続的に提供できるよう、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

森鳥次議員。

**○議員（6番 森 鳥次君）** 答弁をいただきました。それにより、2回目の質問をさせていただきます。

まず、都市計画につきましてはマスタープラン、振興計画に則りまして8月24日に決定された、それについて推進されていく、これについても、また中身を見ながら検討していきたいと思っております。その中で現在、都市計画の区域内において、ここだけではないかもしれませんが、最初振興計画の中で3万6,000人、人口、それが現在3万4,000人になっておるわけですが、定住人口の流出の原因が都市計画の中の住居の中の構築物が制限されることによって、それが一つの原因になっておるのではないかというような意見もありますので、その点について市長にお聞きしたいと思います。

そして、都市計画税につきましては、先ほど認可された普通建設公園とか、償還中身については承諾を出させてもらったわけですが、納税者の立場としては、私たちの地域で納めた目的税という概念が抜けません。その中で具体的には、いろいろな維持管理等があると思うんですけれども、その辺についてのお考えを一度、これに見合う分ですね、22年度については1億800万円ですけれども、それについての見合う分の計画がないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、地域防災、大変ご理解のあるお答えだとは思いますが、先日の答弁にもありました。各地域での訓練をお願いします。それと、ため池マップというような、いろんな前日までの答弁があったわけですが、今の答弁の中でマップづくり推進というのがお答えがなかったように思うんですけれども、これは二つのモデル地区で、社会福祉が福祉関係でモデル地区として事業をやったわけですが、福祉だけではなしに、大きく地域防災に貢献しておるとというのが現在の状況であります。費用的にもそう高くつくものでもありませんし、先ほども第1質問で申し述べましたとおり、地域の実情、今高齢者の方がおられる間に、地域の現状というのを知ってもらう意味でも、地域の皆さんが集まってマップづくりをするのが一つの方法だと考えます。今いろんな市内には各種団体がありますが、やはり地域の活力があつてこそ、各種の団体だと考えます。いろんな団体の中で福祉の面でも、今現在、要介護者の登録が60%余りだと思います。これにつきましても、地域の皆さんの顔がみられれば、その内容も変わってくると思います。それと、その介護者の一時避難所まで行ってええものか、近くのバリアフリー化ができた家で一時避難してもらうのがよいのか、その辺についての指定などもこれをつくることによって見えてくると思います。未来へ向けての防災計画、それには過去の事例が、聞き取りというのが大事になってきます。それをいろんなお話を聞くも、子どもたちにも大きな防災の勉強、また地域の勉強にも繋がると思いますので、市長の所見をお伺いしたいと思います。

それと、続きまして地域情報でございます。教育長のご答弁の中で11月頃から家庭学習ということで、南丹テレビの教育番組ということでお答えをいただきました。未来の希望も言っていたわけですが、大いにこのCATVを活用していただくようお願いを申し上げたい。この家庭学習だけではなしに、先ほどもありましたけれども将来に向けての教育、また元気づくりでありますスポーツなんかでも、今は結果報告だけありますので、その辺についてもご検討をいただきたいと思います。そうして行く中で、今度はスタッフ等いろんな形で現在の状況では番組作成が難しくなっていますけれども、この辺についても行政とタイアップする中で考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、第2質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それではお答えいたします。今、南丹市の人口減、これが市街化区域における条件が厳しい中で、これが原因につながっていないのかというご指摘をいただいたわけですが、これは大変人口減というのは、当然、全国的な流れでもあります。こういった中で、条件が付けられるとなかなかという部分は理解できるわけですが、しかし、この条件を付することによって、良好な市街地の形成を行っていくという、私はこの都市計画という基本的な理念、このことによって生活の水準を上げていくことによって人口の増加、流入者の増加も見込める、こういった点がやはり私は利点でもあり、このことを追求していくのが必要でないかというふうに思っております。先ほども申しましたように大変厳しい経済環境の中で、この辺りの促進がなかなか図られないということは大変残念に存するわけですが、しかしながら、こういったマスタープラン、そして振興計画、こういった基本的な方針に基づく中で、まちづくりを進めていくことがこの目的達成に繋がるんじゃないかというふうに認識しておるところでございますので、ご理解を賜りたく存ずる次第でございます。

また都市計画税の用途につきまして、見合う分ということでございます。私自身も市街地に住んでおりますので、納税者の一人でございますけれども、この部分というのは、本当に税金を払っておる皆さん方のお立場からは理解するところであります。しかしながら、この先ほどの答弁でも申しましたように、一般財源の一部としてという形で取り扱っておるところでございます。先ほど申し上げましたような分析の中で、支出分の中に充当しておるといふ状況でございますので、これは税の仕組みの中でご理解を賜りたい、いうふうに思う次第でございますので、よろしく願いいたします。

また防災マップなり、また自主防災組織との関連についてご質問をいただきました。私どもも先の答弁でも述べましたように、やはりこういった中で防災に関わる中では、地域のお力、その地域事情を一番よく熟知されております自治会をはじめ、地元の皆さん方の、まずはお力がなければこのことは進めていけない、このように思っております。とりわけ災害弱者と申される要援護者の方々の対応というのは、やはりそれぞれの実情の中で対応しなければなりません。このことにつきましては、地域の皆さま方と連携をする中で対応をしなければならないわけでございます。今、市民の皆さま方の防災意識の高まりの中、そして、私ども行政にとりましても市民の皆さま方の安心・安全という確保、こういった観点からも自主防災組織との連携、また組織の立ち上げ、こういうようなことにつきまして行政としても積極的に連携をしていきたい、このような思いで取り組んでおるところでございます。ただいま事例をご紹介いただきましたわけですが、さらには行政としても連携をしていきたい、このような思いで取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、森教育長。

**○教育長（森 榮一君）** 議員ご指摘のとおり、ケーブルテレビを活用するというのを具体的に進めますと、人手がかかるという課題がございます。学習教育方法の一つとしてのツールとして活用する場合、あるいは情報提供ツールとして活用する場合、いずれにしても人手と手間がかかると、ここが大きな課題でございます。情報センターのほうに大きな負担をかけることなく、この取り組みを進めるというのが私ども教育委員会の基本的な考え方でございまして、今、準備を進めております学習番組の提供につきましても、私ども事務局職員と、そして、学校現場のその教科の専門性を有する教員の協力を得ながら、教育委員会が編集する番組を考えていきたいというふうに準備を進めているところです。今後、その学習番組から、将来的には教育番組へというふうに考えておりますが、この点につきましても同様な考え方で、情報センターともしっかりと役割分担等、連携を進めながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

森為次議員。

**○議員（6番 森 為次君）** それぞれ答弁ありがとうございました。繰り返しになるかもしれませんが、先ほどのマップづくりにつきましては、地方防災の基本であります自助の分を活かすためにも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、原子力防災について1点お伺ひします。昨日までの答弁の中で、私は想定外は絶対つくらないというような答弁をいただきました。こういう強い決意の中で、現在、20キロ圏内にモニタリングということで測定器が設定されますけれども、現在、南丹市につきましては風向きや気候条件によりまして、20キロ圏内で区切ることができないような状況もあります。その安全・安心のために、将来のためにも、モニタリング体制の充実を図ってもらふ要請を市長の立場でお願ひをしたいと思ひます。その件について、所見をお伺ひします。

それと、消防の防災の補助、そして、昨日お答ひいただきました各地域の公民館での防災の補助ですけれども、これについての放送設備とかサイレン、一番最初に聞かれるのは放送、サイレンが区民の方は一番だと思ひますので、できましたら、補助対象もそういう形の中で広めていただいたらありがたいと思ひます。多く防災に関して助けるという意味で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほども念押しですがけれども防災体制、行政の役割というのは指導連携というのが一番大事だと思ひますので、その点についてお伺ひして質問を終わらせたいと思ひます。

それと、暗い日本の中ですけれども、昨日、女子のワールドカップで世界1位になりました、なでしこがロンドンオリンピック出場を決定しました。明るいニュースでありますので、南丹市も明るい気持ちでこれからも進んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 市民の安心という部分でモニタリングの体制でございますけれども、京都府のほうでもE P Z 20キロ圏内という拡大の中で、南丹市内におきまして2カ所という形を設けていただきました。私どももこの防災計画を今、立案する中で、現状のままでいいのか、また、このことについて先ほど先般来での答弁でも申しておりますように、国の防災に対する基本がまだ変わっておりません。こういった中で、どのような形になってくるのか、そしてまた、そのモニタリングをはじめ、それぞれを設置する担当するというのは市なのか、府なのか、国なのか、こういうようなこともこの防災計画をまとめる中で分担をしっかりとしていかなければなりませんし、何度も申しておりますが、国・府・市、やはり整合性を持った形で計画づくり、このことが基本になるというふうに考えております。こういった中で、このモニタリング体制についても確認をし、対応していかなければならない、このように思っております。

次に、各地区におけるサイレン等の件でございますが、これも南丹市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱の中で、防災備品購入費補助対象として入っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、森為次議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開時間は、11時50分とします。

**午前11時37分休憩**

.....

**午前11時50分再開**

**○議長（井尻 治君）** それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山下秋則議員の発言を許します。

山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** 議席番号1番、無所属の山下秋則です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

1点目は、障がい者に対する行政情報の提供についてです。障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、改正「障害者基本法」が本年8月に公布され、全て障がい者は情報の取得、または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるとともに、同法第19条では「国及び地方公共団体は障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備等を図るなど、必要な施策を講じなければならない

い」などと定められました。自治体は全ての住民から付託されて事務を行っており、広報はそれを報告することであり、当然に平等原則が適用される自治体の重要な事務の一つであります。本市の場合は「広報なんたん」や「お知らせなんたん」、CATVによるテレビ回覧板、文字放送などで行政情報の提供を行っていますが、視覚障がいや聴覚障がいなど、情報取得方法に一定の制約がある人に対する情報提供の現状を見ると、不十分といわざるを得ません。特に視覚障害者の方に対する行政情報の提供においては、旧町ごとに活躍されている市社協登録のボランティアグループによる音訳活動に頼っているのが現状です。しかしながら、そのことで視覚障がいの方が取得される行政情報に差が生じています。私が調べたところでは市の関係情報に限れば、八木・日吉のグループでは「広報なんたん」、「お知らせなんたん」、「議会だより」を音訳して、該当者に録音テープとして配布されていますが、美山・園部のグループでは、「お知らせなんたん」は音訳されていません。私はここでボランティアグループの活動を指摘しようというものでは、もうとうありませんし、グループの皆さんの活動には大変敬服しているところです。問題の本質は行政情報の提供は行政の責務であり、障がいの有無に関わらず、全ての市民が等しく行政情報を得られなければならないのが大原則であるにも関わらず、ボランティアグループの活動状況の違いによって該当者に不公平が生じていることです。平成19年の日弁連による特別障害者手帳支給に関しての自治体の広報義務違反の指摘や児童扶養手当支給についての国家賠償を求めた裁判で、自治体の広報の不十分さを認め、損害賠償請求の一部を認めた平成3年の京都地裁判決などがあります。つまり行政情報の提供は単なるサービスではなく、法的義務を伴う自治体の事務として、自治体の主体的な責任で対応されなければならない基本的な事務です。そこで次の点について、お尋ねします。1点目は、障がい者に対する行政情報提供における市の責務について、市長はどのように認識されるのか。次に、障がい者に対する行政情報提供の現状。三つ目にボランティアグループによる音訳活動の現状と認識されている課題。四つ目に音訳活動に対する市の取り組みの現状と今後の取り組みについてです。以上について、お答えをお願いいたします。

次に、中心市街地活性化としての町家活用についてです。本市園部の中心市街地とその周辺には、市街地開発事業により民家の再整備が一部進むものの、家屋が連なっている部分もまだ多くあり、なかには歴史的に貴重で保存が必要と考えられる町家もある一方で、空家が目立ち、今後も増えていくことは想像にかたくありません。その中で町家など、歴史的な建物を評価し、生活や仕事などの場として活用したいという動きが次第に活発となり、町家を活用した工房の開設を機に、高齢者や障がい者、地域住民の交流施設であるアトリエや福祉施設などの開設へと展開を見ているところであり、これらの施設は街中のにぎわいづくり、活性化の拠点としての役割も果たしていると考えます。町家保存と地域活性化のために、空いた町家の活性を施策としてしっかり進めていく必要があると考えます。そこで以下の点についてお尋ねします。22年に市が実施した町



家調査の結果とその課題、また調査結果をどのように活用されるのか、お答えください。2点目は町家データバンクの整備とマッチング事業の実施及びコーディネート機能の設置のお考えはお持ちでないかということです。昨日の京都新聞に、京丹波町の空家情報バンク制度でIターンされた事例が報じられていましたが、私が調べたところでは、京都府内では府内中北部を中心に京丹波町を含め7自治体が同様の制度を設け、定住促進や地域活性化に努力されています。以前の議会で他の議員からも同様の質問があり、その中で市長は、住みたい人の本気度や家庭などの理解、収入や資金面の状況、住みたい人とのニーズの差、修繕が必要など、課題が多くあるとして、積極的な姿勢は示されなかったと理解をしております。府内の先行事例の中で際立って実績をあげているのが綾部市の空家登録制度で、平成20年の開設から現在までの3年間で48世帯、117人の定住が実現したとのこと。そのポイントは空家情報の登録・提供にとどまるのではなく、市長が以前の答弁で述べられたさまざまな課題をも含めて、市が総合的に相談支援していく定住サポート総合窓口を設けて対応していることで、府内の事例では唯一です。本市の中心市街地の町家においても、人伝えに借りたいなどの話が出るけれどもトイレの水洗化など、多額の改修費などがネックとなって進まない事例も関係者からは耳にしますが、綾部では、古民家改修に対する助成制度や住宅取得資金の融資斡旋制度も用意して、定住をさまざまに支援されています。このように単なる情報の提供だけではなく、マッチングと成約に向けての総合的な支援が必要で、それは何も行政が全て抱えてする必要はなく、それこそ官民協働事業として構築していくのがベストと考えますが、市長のお考えをお聞かせ下さい。

3点目は、市の住生活基本計画における町家活用の位置づけです。同計画の重点施策として住宅情報登録システムの構築を掲げていますが、町家も含めた空家バンクとして取り組みをはじめると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

以上で、質問席での質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは山下秋則議員のご質問にお答えいたします。

障がい者の方々に対する情報の提供についてという第1点目のご質問でございました。基本的に市民の皆さま方に対する行政情報の提供というのは、行政の基本的な重要な責務であるというふうに認識いたしております。こういった中で広報誌、お知らせ版などの紙媒体、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じての情報提供を行っておるところでございます。特に、障がいのある方への提供ということはご質問でもございましたように、きめ細かな配慮と言いますか、対応が必要であるというふうに認識しております。障害者基本法、ここで述べられていますように情報の利用におけるバリアフリー化、これというのは大変重要であるというふうに認識しておりますし、この基本法が制定されたということもございますし、さらに積極的な取り組みを進めなければならない、この

ように考えております。先ほどご指摘いただきました視覚障がい者の方々への行政情報の提供についてでございますけれども、ご質問でありましたように、音訳ボランティアの皆さま方に大変ご尽力を賜っておりまして、ご活動をしていただいております。私からも心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。当然こういった中でさまざまな課題があるわけでございます。こういった中で、先般もご関係の皆さま方に集まっていただきまして意見交換もさせていただきました。こういった中で今までそれぞれの旧町で行われてきた経緯、この辺も踏まえながら、また先ほどご指摘いただきましたように、行政の責務というのを十分認識する中で現状を分析しながら拡充を図っていかなければならない、このように思っております。ただ、今のボランティアの皆さま方のご活動がこのように行政情報の提供に貢献いただいておりますという、これも市民協働と言いますか、こういうような形では大変すばらしい形で今日まで行ってきたわけでございます。こういうようなことも踏まえながら、今後、努力をしていかなければならないと思っております。また、この状況でございますけれども、現在、カセットテープに録音していただいて希望者の方へ送付しておるという現状でございます。現在、視覚障がい者の方1・2級の方が93名おられるわけでございますが、利用者数としては16名という現状になっております。このことにつきまして課題としてさまざまあるわけですが、とりわけ機器の老朽化、またボランティア人員の不足、活動場所等の問題があるというふうにお聞きしておりますし、そういった中での解決に向けて、私どもも努力をしていかなければならないと思っております。とりわけ南丹市においてはカセットテープで対応してきたわけでございます。こういった中ではカセットテープについては市が提供しておるわけでございますけれども、京都府の「府民だより」等はCDで送付されておるということでございます。また今、カセットテープがもう製造されなくなるという現状がある中で、CDへの変更をしていかなければならないという状況になっておるといふふうに思います。また先般、京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部からCDへ変更してほしいという旨のご要望もいただきました。これにつきましては、今回の9月補正予算の中でCDレコーダーの購入補助という形で予算計上させていただいておりますけれども、今後、音訳ボランティアの皆さん、また視覚障害者協会の皆さま方、そして、社会福祉協議会の皆さん方やご関係の皆さま方との連携を図りながら、機器の整備、またボランティアの育成、活動場所の確保等々さまざまな課題に対応していきたい、このように思っております。先ほども申しましたように、行政の責務というのをどのように達成していくのか、このことについても早急な対応が必要であるというふうにご認識をいたしておりますので、今後とものご協力や、また、ご指導もよろしく願いたいと思います。

次に、町家活用につきましてのご質問をいただきました。ご質問にありました平成22年度市が行いました町家調査の結果につきましてのご質問でございました。この件につきましては、京都府において緊急雇用創出促進事業、これがございましたので、これ

を活用いたしまして本年秋に開催いたします国民文化祭、これの開催に向けてのものづくりのまちとして市民活動を活性させることを目的に、ものづくりのまち推進事業として実施をいたしたところでございます。この町家調査につきましては、この事業の一つとして実施したわけでございますけれども、国民文化祭における事業を企画展開するにあたりまして、園部町の本町・新町を中心としたエリアでの町家での展示等のイベントに提供いただけるかどうかのご意向調査ということで行ったところでございます。内容といたしましては本町・新町・若松町の一部ということで、112件に対し訪問させていただきまして、聞き取りを行いました。昨年、プレ大会、本年度の本番大会、それぞれイベント会場として借用が可能かどうか、また利用の条件、町家活用への連携、こういった点でのご意向を伺い、集約いたしたところでございます。それぞれ条件は異なるわけでございますが、短期とか、条件によっては可能という回答も69件、112件のうち69件にいただいております。これを受けまして、昨年度プレ大会において試行的に町家展を実施いたしたところでございます。本年これを拡大展開する中で秋の本番の大会において、市内の工芸作家の皆さん方の作品展を町家で実施することといたしております。こういった中で調査の結果として、町の活性化に向けた活動に参加したいかどうかという意向を集計、また町家と回答された位置や、また空家かどうかということも報告されておるわけでございます。そういった中で昼間はお留守だとか、シャッターもおりるといった住宅も多いというふうに感じたということも調査いただいた方からも報告をいただいております。今回のこの調査というのは、国民文化祭の開催ということに向けた特定目的で実施したわけでございます。内容も個人情報としての取扱いも考慮しなければならないわけでございますが、こういった貴重な調査結果もできたわけでございますので、これを活用したまちづくりのあり方、町家を活用したあり方というのを見出す手掛かりと言いますか、まず第一歩が踏めたのではないかというふうに思う次第でございます。そういった中で、町家のデータバンクというのもこれからの視野の中に入れていかなければならない、このように思っております。これら推進にあたりまして、先ほどご質問の中でお述べになられました、定住促進という大きな、私どもも課題、これも一つの今回のプロジェクトの中でも大きな項目として入っておるわけございまして、こういったことも含めまして、今後の課題となっておるわけでございます。とりわけ、この定住促進の中での空家という部分になってまいりますと、先ほどご指摘いただきました中心市街地、そして、農山村部分の周辺部の問題、それぞれの形があると思います。これらのことも踏まえまして、今後の検討、先進事例なども十分に参考にしながら、データバンクの推進、こういったことにつきましても検討を加えていかなければならない課題だと思っております。先ほど申しました定住促進という側面から、このことについても努力をしていきたいと思っております。

また先ほどご質問の中でございましたように、今、本町・新町地域におきまして福祉施設、また工房といったところが開設していただく中で、さまざまな新たなる活動を推

進していただいております。関係住民の皆さま方やご関係者のご尽力に、心から敬意を表する次第でございます。また、こういった取り組みが国民文化祭におきまして、広く周知されることを私も念願しておるところでございますが、実はそういった状況の中で、今月中に実現するわけでございますが、京都におきまして京町家の再生に取り組んでいただいております方々20人余りが、こちらのほうにも1回見に来ようというふうにおっしゃっていただいております。また伝統的建造物群の北村にも行きたいなというようなことも申されておりますし、また先般も「国文祭の本番には、そのような町家で展示されるというのはすばらしいですね」ということで、多くの皆さん方が今計画を持っておるんだというようなことも情報が入っております。まさにこの国民文化祭ということを通じまして、さらにこの動きが強まり、また、こういった形のことで、私どもが行政が果たすべき役割、また市民の皆さん方の活動の中で連携していけるのか、さらにこの動きを強めていくことが重要であるというふうに思っています。やはりこういったことが中心市街地の活性化、このことに繋がる一つの大きな方途だというふうな認識もしております。今、新たなる息吹が出てきたわけでございますので、やはりしっかりとこのことを育てていきたい、こういった思いで取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをします。

なお、南丹市住生活基本計画との関連でございますが、これにつきましては、国の住生活基本法に基づく住生活基本計画を受けて策定をしたものでございます。この計画につきましては住宅供給における市場重視、既存の住宅を長く使用するストック重視、こういった視点で策定されておるといふふうに聞いております。こういった中では良好な住宅の将来世代への承継、良好な居住環境の形成、多様な居住ニーズに対応する住宅市場の構築といったことが目指した内容になっておるわけでございますが、こういった中で南丹市における、この住生活基本計画につきましては町家活用ということに関して、特定の位置づけはいたしておらないわけでございますが、この住生活基本計画の趣旨に踏まえて、これからの賃貸住宅の現状、また空家情報、こういうふうな形の中でのシステムの構築を図る中でより良い住環境を整えるということ、この基本計画の中で、町家に関しては進めていかなければならない課題だというふうに認識しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** それでは、第2質問させていただきます。

まず、障がい者に対する情報の提供ですが、先ほど基本的な責務という認識をいただきましたので、それをふまえて、まず情報提供と言いますと、お知らせだとか、紙媒体以外にホームページ、そして、テレビ回覧板、こういうようなことをやられております。現在、市のホームページは読み上げ機能はありません。最近多くの自治体で読み上げ機

能を付けております。京都府さんもそうです。私いろんな情報で先進していると思う京丹後市も、しっかりと読み上げ機能を付けておられます。お聞きしますと安価な費用でできるということですので、これについて、お考えをお聞きしたいと思います。そして、テレビ回覧板、文字放送ですね、今、後ろにバックに音楽が流れております。あれを文字で読んでいただいたら、もっといいのではないかなというふうに思うんですが、その点お伺いしますと同時に、KBSなんかが府会広報で後ろに画面の中に手話通話で入れておるような番組があると思いますね、幸い、ふない聴覚言語障害センターというのが園部にはございますし、手話講座もされています。ボランティアもおられますので、そういった方にご協力いただく中で、そういうことも即検討いただきたいというふうに思います。これら三つについてのお考えをお聞きします。

それと、音訳活動の状況ですが、先ほど課題を述べられたとおりでございます。もともと旧町時代の活動がありまして、それが色濃く反映しているところでございます。先行して一生懸命やられておりました八木町におきましてはボランティアさんの数も多いし、1室をしっかりと持っていらっしゃいます。市の建物の中に持っておられます。残念ながら園部も一時先行しておりましたんですが、今は公民館の婦人会の部屋に間借りをしているという状況でございますし、美山はしっかりとした支所にお持ちですし、日吉は、冷暖房の効かない議場の一角で作業をされておられます。こういうふうに各ボランティアの方のおかれておられる状況は非常に格差がございます。その中で一生懸命やられておられます。こういったことで機材もほとんどボランティアさんがいろんな制度を使って購入されてきたというような状況もございます。社協から2万円の活動費が出ておりますが、それもテープ代に充てたり、修理代に充てたりということで非常に苦労されております。こういったことを市長は知っておられるかと思うんですが、どういふふうにお考えられるかということをお伺いします。

それと、長い活動をされております。長いところでは30年、そして10年のところもありますが、ようやく合併5年が経った23年1月に、今まで各町それぞれ読んでいた広報紙を輪番制で読むようになりまして、こういうところで会員さんが3名しかおられない日吉は、非常に助かっておられるようにお聞きしておりますが、やっとそれでそういう状況ができたところですよ。もっと市がこういったところにしっかりとコーディネートをして、皆さんの負担を少なくしていくようなことをしていかなければならないのではないかなと。そして、先ほどのテープの利用者、1・2級に対しての93人おられるけど16人しか利用されていない、この辺は事情が個別にあらうかと思いますが、しっかりと手話広報をされていったのかどうか、もっと活用される方向を進めていくべきではないかなというふうに思っております。

それと、もう一つ最後に言われました図書CD化、正しくはダイジー図書化というんですが、先ほどいろんな事情の中で全部CD化になっていくと、CD化になると読みたいところがすぐ読めるとか、いろんな面でデジタルのメリットがある半面、今この規

格が扱える再生されるプレーヤーが1社しか作っておりませんので、1社独占状態になっておりますし、そういった非常に便利な機能をやろうとする側で、パソコンで編集をしなければならないというような状況にありまして、ボランティアの方、高齢の方が多く中でそれを各、今、市は各四つずつお配りの計画ですが、本当に各四つずつ配って皆さんにまだ負担をかけていいのか、なおさら、まだテープも一気にはなくならないので、テープも一緒にやらなければならない。そういう中で予算をつけたという、それは聞くほうの予算だと思っておりますが、この辺を本当に一度真剣に考えられた上での状況なのか。私はそのCD化を否定するものでもありませんし、団体の皆さんがそういうふうに望んでおられるんやったら、それも一つかと思っておりますが、作成にあたって何らかしかりとした行政の人的な支援、技術的な支援をしっかりとしなければならないのではないかな、これ以上ボランティアの方に負担をかけることは許されないのではないかなというふうに思っておりますので、この辺についてお伺いをしたいと思います。

それと、空家の話ですが、お聞きしました。一応これからの視野に入れたいということですが、既に市長の近くでございますし、工房なり、いろんな陽だまりなりが位置づいて町家を利用して賑わっておるという事実は、ご理解をいただいておりますし、評価をいただいているのではないかなというふうに思っております。ああいう形で賑わいが取り戻しているということについて、市長は町家を利用した形でやっているということについてのお考えや評価を、もう一度お伺いしたいと思いますし、それをプラスとして評価されるなら、これからの視野にというのは、ちょっと私は理解がなかなかできないところでございます。先ほどおっしゃいました住生活の基本計画、この中では主に中山間地、日吉、美山を想定されたようなイメージを持っておるんですが、しかし、これはいつ頃この事業を実施されようとするのか、それもお聞きしたいんですが、いずれにしても町家を含めた農家でも町家でも、家のストック活用という点では同一ですから、そういう意味では趣旨に合うと思うんですね。せっかくそれを早期に立ち上げられようとするなら、一緒に町家のデータバンクも構築をされることについては何ら支障はないのではないかなと私は思っておりますが、この点についても、お伺いをさせていただきたいと思っております。

とりあえず第2質問、ここで終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** お答えいたします。

ご提案をいただいております市のホームページの読み上げ機能、文字放送における音声、また手話の活用といった部分、この辺りにつきましては、私も検討を進めていけばいい形になるのではないかとご提言を受けて、感じた次第でございます。早速この辺りにつきましては検討を、それぞれの部門でしていただくように要請いたします。

また音訳ボランティアの皆さん方、今ご質問の中でお述べいただきましたようにさま

ざまな課題がございます。私どもも実は、今それぞれのボランティアグループの皆さま方やNPOの皆さま方がそれぞれの活動を行っていただいております。これがそれぞれの市行政の中で連携して行っている部分、また独自の活動をされている部分、こういった中で、市民協働という中では大変この部分が重要になるというふうに認識しております。ただ、こういった中でそれぞれどういうふうな条件のもとに、このことを行っていくのかという仕組みづくりをきっちりとしていかなければ、その対応について差異が生じる。このことにつきましては、それぞれ不公平ということになっては絶対いけませんので、このことについての仕組みづくり、それぞれこれは、実は今日までも行ってきておるんですが、その調整というのは、実は内部的には大変困難なこともたくさんございます。それぞれ対応の中で調整をしていかなければならない部分が多々あるというのが、実は現状でございまして、すぼっと、内規をつくってそれを適用するというようなことがなかなかできないというのが実態でございまして。しかしながら先ほど申しましたように、このボランティアグループの皆さま方のご活動、NPOの皆さま方のご活動、また各自治会をはじめとする住民団体の皆さま方のご活動、これが市行政の中でも大きな役割を果たしていただいておりますという現状を踏まえる中で、どのような支援といいますか、連携といいますか、市としてできるこの内容というのをきっちり踏まえた上で、それぞれの課題に対応していくということを私は基本においてやっていく、このことが必要であると思います。

また音訳サークルの皆さま方の課題でございまして。私もその詳細について熟知しておりますわけではございませんが、先ほども申しましたように、今後、関係者の皆さま方との意見交換と申しますか、そういった実情をきっちり踏まえる中で、社協さんをはじめ関係団体とも連携する中で、市として行わなければならないこと、また委託としてどのような形で展開していくのか、先ほど申しましたような市の責務を十分に踏まえる中で、この対応をしていくことが肝要であるというふうに思っておりますので、現時点でのご理解、また今後のご指導を賜りたいというふうに思う次第でございまして。

また町家の関係でございまして、これにつきましては私も議員ご指摘いただきましたように、大変昨今の皆さん方のご活動というのが大変ありがたく存じております。こういった中で、これをいかに育てていくといいますか、連携をとって、先ほども申しました中心市街地の活性化、これにも繋げていきたいというふうな思いを持っておるわけでございます。

それと、空家バンク等のお話でございまして、私は決して、いわゆる周辺部と申しますか、そういう部分を念頭においたという思いではございません。南丹市域、大変さまざまな都市部、また先ほどいった周辺部、農山村部、いろいろあるわけでございますので、逆にこれをトータルした部分が大きな魅力であるというふうに認識しております。ただ、今それぞれの私もこの空家に対する対応という部分で、この空家バンクの果たしておる役割というのは大きいというふうに思いますが、ただ、それぞれの空家によって

条件が違うわけです。それと特に都市部分といいますか、中心市街地になるほど近隣の皆さん方との関係、また貸借に対するものの考え方、こういうようなこともさまざまあるわけでございますので、やはりこの辺も十分に踏まえた上でのこういう広い範囲、また条件の違う範囲で取り組むということになりますと、それぞれ違いのある問題もありますので、この辺も踏まえた上での取り組み、この辺を考えなければならないという、やはり課題があるというふうに承知しております。ただ、私どもこの中心市街地、また周辺において多くの空家が発生しております。このことにつきましては、私も日常生活の中で防犯上の課題等も含めまして、大変ご心配な声も聞いておるところでございます。全国的にも空家率というのが大変高まっておる、特に、都市部においてもこれが高まっておるといことも承知しております。活性化のみならず、そういった形の中でもこの問題というのは考えていかなければならない思いだというふうに思っております。これの活用が南丹市の発展や、また活性化に繋がる、こういったことも念頭において取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

山下秋則議員。

**○議員（1番 山下 秋則君）** 情報提供ですが、あと何点かお聞きします。

まず、予算化をされているということで、これは聞くほうだと思うんですが、補助の内容と、そして、これは給付、1、2級は給付されるのではないかと私は思っているんですが、一部負担があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それと、もう1点は、特に今ボランティアさんのおかれている状況は大変です。場所の問題が一番大変なのです。早急にその辺をしっかりと協議をいただいて、市としての責務をはっきり打ち出していただいて、早急にここを解決をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。これについてのお答えをお願いいたします。

それと、町家バンクですが、先ほど後段のほうで実際やるにはいろいろ本当に問題が出てきます。事実、先行してやられるところも非常に悩みながらやられておられます。ただ、そういいながらやられる理由は、やっぱり行政が紹介というまでもなく、こういうところがあるよという安心感というのはひとつ、そこへ行ってみようかなというところに繋がっているということは、七つの事情見てもわかります。それ以上、また行政が契約に入ったり、あるいはもっと細かく入ると、これはまた具合悪いので、そこは当然やらない方がいいと思っておりますし、それを当事者間で任せてしまっておるところが多いところは伸び悩んでいる。綾部市の場合は、そこは市の中でしっかりとこなしながら、そして、今度は宅建業者さんも入れてやっていこうというふうに考えておられますし、京丹後市は、もうはじめから市内の不動産業者とタイアップして、官民協働ですね、そういう仕組みをしっかりとつくられてやられている。要するに行政に信頼されて、紹介するんだから見てみようという安心感と同時に、それを実利的に契約までもっていくノウ



ハウをもっている業者さんと一緒になって成約に導いていく、こういう制度をとられております。しかし、南丹市においてもこれがまた、今、住計画で挙がっているデータバンクにおいても、ぜひそれは参考にされて、単なる紹介だけに終わっては、今までの実績では伸びませんし、それ以上やり過ぎると非常に大変なことになってしまう。この辺をやられるには、そういった業者さんとしっかりと当初から連携をしながらやられることをお勧めしたいと思うんですが、ただ、この住計画の中では、一応重点施策として述べられておりますので、市長もこれは中山間地に限ったことではないとおっしゃっておりますので、これをいつ頃やられようとされるのか、ひとつその時期を明確にさせていただきたいというふうに思っております。

そして、最後にもう1点戻りますけど、デイジー化の図書の問題、本当につくられる方の負担にならないように、ここはしっかりと担当課で団体の皆さんと協議をして、社協任せにするのではなく、市としての責任として、しっかりと対応していただきたいことをお願いをしておきます。その辺の決意も聞かせていただきたいと思います。

以上で、第3質問を終わります。

**○議長（井尻 治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 住生活の基本計画、昨年に策定させていただいたわけでございます。こういった中で、先ほどご質問にありましたような仕組みづくりを進める中で実行していくということで、今、計画の進め方を検討いたしております。そういった中でこれは南丹市のトータルの計画でございますので町家に限るとか、周辺部に限るといふことはございません。ただ、さまざまな今、課題もご質問の中でもおっしゃっていただいたわけでございますので、この辺りを精査しながら十分判断し、実行していく。時期について、今すぐにどうこうということは、この場では述べることはできませんけれども、こういったことを念頭においての作業をしていかなければならないと思っております。

それと、先ほど他都市の事例もご紹介いただきましたが、私自身もそういった実際の他都市における現状も承知しております。やはりこういった中では民間事業者の皆さん方との連携、このことを図っていかなければ、なかなかスムーズにいかないということも事実のようでございます。こういったところとの連携ということを先に構築していかなければ、システムだけつくって、広報が皆さん方の活用ができないということでは何なりませんので、この点については十分その辺も、まさに官民協働という観点に立って考えなければならぬ課題だと思っております。

それと、先ほどの音訳の関係等につきましては、担当部長のほうから答えさせます。

**○議長（井尻 治君）** 伊藤企画政策部長。

**○企画政策部長（伊藤 泰行君）** 視聴覚障がい者への音読のボランティアさんにかかります予算の計上の関係でございますけれども、市長のほうから第1の答弁でもございま

したように、6月30日付で京都府視聴覚障害者協会の南丹京丹波の支部長さんのほうから要望書をいただいております。要望書の中身につきましては、「デイジー方式での朗読用の録音機器等を整備していただきますように要望します。」というようなご要望でございます。この下に整備要望の機器も記載いただいております。その関係で詳細のほうは調べさせていただきますと、共同募金さんのほうからも一部補助があるというようなこともお聞きをいたしておりましたので、約半分見合い程度というようなことで、補助金という形での今回の補正予算の中に盛り込まさせていただいておるといような状況です。

以上です。

**○議長（井尻 治君）** 答弁が終わりました。

以上で、山下秋則議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第2 議案第54号から議案第67号まで

**○議長（井尻 治君）** 次に、日程第2「議案第54号から議案第67号まで」を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第54号から議案第67号まで」については、お手元配布の議案付託表（その1）のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第3 議案第68号から議案第77号まで

**○議長（井尻 治君）** 次に、日程第3「議案第68号から議案第77号まで」を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第68号から議案第77号 平成22年度各会計決算」につきましては、議長及び監査委員を除く全議員を委員とする決算特別委員会を設置し、議案付託表（その2）のとおり付託いたしたいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** ご異議なしと認め、さよう決します。

なお、議員申し合わせのとおり、決算特別委員会の委員長には副議長の森嘉三議員、副委員長には総務常任委員会委員長の村田正夫議員にお世話になります。

大変ご苦勞でございますが、よろしく願いをいたします。

---

#### 日程第4 議案第78号

**○議長(井尻 治君)** 次に、日程第4「議案第78号」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長(佐々木 稔納君)** それでは、ただいま上程いただきました議案第78号の議決を求める件につきましてご説明申し上げます。

議案第78号、平成23年度美山中学校校舎改築工事(建築工事)につきましては、美山中学校特別管理教室棟が建築以来、約50年が経過し、老朽化が激しいため、改築しようとするものです。今回、建設を予定しております特別管理教室棟は鉄筋コンクリート造3階建て、建築面積329.03㎡、床面積864.69㎡で校長室、職員室、保健室、音楽室、理科室などを備えております。当該工事につきましては、去る8月19日一般競争入札に付し、1億6,779万円で京都府南丹市八木町八木東久保39番地9、第一、日建、野々口特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社第一土木、代表取締役社長、中川康樹氏が落札しました。この契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第78号の主な説明とさせていただきます。何とぞご審議をいただき、可決決定賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長(井尻 治君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第78号」については、お手元配布の議案付託表(その3)のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

**○議長(井尻 治君)** 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月22日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞でございました。

**午後 12 時 39 分散会**

---